2026 年度　看護職員の負担軽減及び処遇の改善計画

埼玉回生病院では、看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資することを目的とする計画を策定し、これに基づき以下の取り組みを実施しています

１．看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する対策

（１）看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する責任者
　　院長：好本裕平　　看護部長：出山智美
（２）看護職員の勤務状況の把握等
　　勤務時間：平均 週 40 時間以内、連続勤務 5 日以内
　　勤務状況・有給休暇取得率・時間外業務の把握・指導
　　夜勤勤務：夜勤勤務明けの翌日は休み、夜勤時間 16 時間のうち仮眠 2 時間
　　夜勤平均回数 5 回／月以内であるが、個人の希望にも配慮（但し夜勤専従者は除外）
（３）多職種からなる役割分担推進のための委員会の設置
　　看護職員の負担の軽減及び処遇改善の委員会　開催頻度：年２回
（４）看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画
　　計画の策定　年１回見直し
（５）看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開
　　院内掲示・病院ホームページ・院内 web

２．看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する具体的な取り組み内容

（１）勤務環境・処遇改善

項目	取り組み
看護職員の適正配置	・看護部内での応援体制 ・病棟患者数の偏りを考慮した看護職員の配置 ・定年後の継続雇用制度を活用した定年退職者の再雇用 ・入浴専門の看護師スポットアルバイトの活用
時間外労働軽減	・申し送り短縮 ・ナーシングスキルを活用した院内研修（労働時間内実施） ・勤務時間前労働の廃止
看護補助者の配置	・看護補助者の夜勤配置 ・業務細分化→入浴サポート配置と増員 ・看護補助者離職率の低下
妊娠・子育て中、 介護中の看護職員への配慮	・院内保育所の運用 ・日、祝日の勤務免除採用 ・男性職員の育児休暇取得
有給休暇取得	・有給休暇消化率を共有し、10 日以上付与の職員は年 5 日以上の有給取得を計画的に行う ・有給休暇について、半日単位・時間単位で取得可能
メンタルサポート	・問題を早期に把握し、面接等を実施 ・希望者に外部委託のカウンセリングの実施 ・ストレスチェックの実施　1 回／年（10/15～11/5 実施予定） ・ハラスメント研修の実施　1 回／年（10/1～10/31e ラーニングで実施予定）

（２）看護職員と多職種との取り組み（各部門別）

部署	取り組み
リハビリテーション科	・日常生活の車椅子移乗や食事介助の支援 ・拘縮予防に配慮したポジショニング指導 ・排泄動作、嚥下訓練の実施 ・言語聴覚士による食事中の嚥下評価、訓練の実施 ・多職種カンファレンスの議事録作成
検査科	・検査の準備・介助、事後処理の補助 ・採血の体制構築と応援 ・病室での心電図検査
放射線科	・検査時の患者の移送の協力（3 人体制時） ・病室でのポータブル撮影 ・透視室での診療補助
薬剤科	・持参薬鑑別の実施 ・ポリファーマシーの解消、服薬簡素化への取り組み ・内服一包化、定期内服一日化の実施 ・高カロリー輸液混注に向けた環境構築
栄養科	・患者の状態に合わせた食形態の相談、経腸栄養剤の種類の選定や適切量の提案 ・アレルギー等の確認・周知 ・栄養指導・栄養相談
歯科衛生士	・入院患者の週 1 回の口腔ケア、評価
医事課	・医療・処置区分のダブルチェック ・日用品セットリース使用状況のダブルチェック ・療養上の規則等の入院時の案内の実施、入院誓約書等の同意書受領 ・面会制限中の入院患者ご家族と病棟との中継役
地域連携課	・入退院支援、転院・退院の調整 ・各種医療・介護制度等の問い合わせの窓口
病棟クラーク	・病棟事務業務分担 ・電話対応、面会者対応 ・医療安全管理者のデータ入力のサポート ・新入院患者の入院時書類等の準備
看護補助者	外国人技能実習生の採用と育成 ・看護本部と連携、業務状況を会議で共有 技能の向上（日本語検定や技術試験） ・技能実習生の積極的な採用 看護補助者の人材育成と協同推進 ・看護補助者に対するシステムの評価 ・看護補助ラダーの運用 看護補助者活躍推進への取り組み ・「看護補助者活用のための看護管理者研修」を病棟チーフが受講 ・看護職員は「看護補助者研修」（ナーシングスキル）を受講

附　則　2026 年 4 月 1 日から施行
　　2026 年 11 月 1 日一部改訂